

日バス協業第115号
令和2年4月16日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和2年4月2日付で「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について」、国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官及び同省自動車局長より通達がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対しその旨了知されるとともに、周知方をよろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田・松浦
電話：03-3216-4014
メール：matsuura@bus.or.jp